

非核の政府を 求める大阪の会

ニュース

非核の政府を求める大阪の会 豊島 達哉
 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7-3-4 (新谷町第3ビル 210号)
 TEL.06(6765)3032 FAX.06(6765)3033
 URL・https://hikaku-osaka.jp/
 行 E-mail・hikakuosaka@hotmail.com
 hikaku-osaka1986@kind.ocn.ne.jp

第201号 2021年1月1日

● 全人類的課題

● 今年は大きな契機に

核兵器廃絶、 非核の政府を求める運動、

日本は、ただちに
核兵器禁止条約に参加を！



● 非核の政府を求める大阪の会

明けましておめでとう
 ございます。
 2017年7月7日
 に採択された核兵器禁
 止条約は、昨年10月
 24日、ホンジュラス
 の批准により、批准国
 が50カ国に達し(署名
 名国は12月10日時
 点で86カ国)、202
 1年1月22日に発効
 することが決まりました。
 た。

核兵器禁止条約は、
 条約発効後1年以内に
 第一回締結国会議が招
 集されることとなって
 います。締結国会議は
 条約の適用、実施や核
 軍縮のための検討を行
 うものです。また昨年
 COVID-19の世
 界的流行により延期と
 なったNPT再検討会
 議も今年開催される予
 定となっております。今
 年は核兵器廃絶の運動
 において大きな契機と
 なる年です。
 とところで、今私たち
 はCOVID-19の
 全世界的流行という全
 人類的課題の真只中に
 あります。グローバル
 化した現在社会では、
 一地域で発生したウイ
 ルス被害は瞬く間に全
 世界に広がることを私
 たちは経験しました。
 そしてウイルス禍を解
 決するには全人類的な
 協力、相互援助が必要
 であることを今痛感し
 ているところでありま
 す。

昨年ニューヨークで
 開催されることが予定
 されていた、原水爆禁
 止世界大会では核
 兵器廃絶とともに核
 気候危機についても
 も重要なテーマと
 して取り上げられ
 ました。気候危機
 もまた、地球規模
 で環境に悪影響を
 及ぼしている人間
 の活動をいかに制
 御するかという全

人類的課題であります。
 気候危機、そしてC
 OVID-19等新型
 のウイルスの脅威など
 全人類の叡智を結集し
 て、相互に協力して取
 り組むべき課題が私た
 ちの前に幾つも突きつ
 けられています。人類
 は共通の生活基盤であ
 る地球の中で協力し合
 わなければならぬ運
 命共同体であります。
 「狭い地球」の中で核
 兵器を突きつけ威嚇し
 て、他国よりも少しで
 も優位に立とうとする
 核兵器固執、核抑止論
 の愚かさは益々明らか
 になっていきます。核兵
 器に固執し無意味に敵
 対することに神経を注
 いでいるうちに、私た
 ちの「地球丸」は沈没
 してしまいかねないの
 です。

- 【非核五項目】
- ① 全人類共通の緊急課題として核戦争防止、核兵器廃絶の実現を求める
 - ② 国是とされる非核三原則を厳守する
 - ③ 日本の核戦場化へのすべての措置を阻止する
 - ④ 国家補償による被爆者援護法を制定する
 - ⑤ 原水爆禁止世界大会のこれまで合意にもとづいて国際連帯を強化する



非核の政府を求める大阪の会第35回年次総会のご案内

- ★日時：2月6日(土) 13時30分～17時00分
- ★場所：大阪府社会福祉会館403号室
- ★第1部 年次総会 13時30分～14時40分
- ★第2部 記念講演 15時00分～16時30分

演題「核兵器禁止条約発効を受けて」(仮題)
 講師：長尾ゆりさん(全労連前副議長、当会常任世話人)

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める署名

スタート集会開催

～富田宏治講演会～



核兵器禁止条約に参加する政府「非核の政府」

1月22日「核兵器禁止条約」発効
世界は核兵器廃絶に向けて具体的にスタート

1月26日大阪市内で富田宏治原水爆禁止世界大会起草委員長を講師に迎えて「新署名」スタート集会を開催

しました。富田教授は、中満泉国連事務次長の発言を紹介し、新型コロナウイルス感染症による地球規模のパンデミックによってグローバルな危機は共同のひろがりをつくりだすこと、それは緊急課題の目標である核兵器の廃絶にも大きく可能性をうみだす、と。ついで核兵器廃絶は、国家の安全保障ではなく「核兵器の非人道性（人間の尊厳・個人の尊厳）を世界がヒバクシャから学び、核兵器と人類は共存できない、人類の安全保障を求めていくなかで可能なのだと主張します。国連のグテーレス事務局長は「条約の発効は被爆者にささげられる核兵器廃絶に向けた意義のある貢献だ」と

の言葉を紹介します。核兵器禁止条約は大変よくできた国際条約で、その内容は改めて核兵器廃絶条約を結びなおす必要のない内容となっております、と強調します。不完全な項目は、いわゆる「非核神戸方式」が規定されていないこと。これを入れることができれば、核保有国にとってはさらに大きな打撃となります。トランプが批准国に対して撤回するよう「恫喝」まがいに干渉した行為はこの国際条約の有効性を逆証明していることを物語り、批准国はその「恫喝」に怯まない毅然とした姿勢は、日本政府が「この条約は有効性を疑う」という姿勢と比べても称賛に値します。唯一の戦争被爆国日本政府がこの国際条約に参加することは、「非核の政府」になることで、そして、野

党共同の公約に「核兵器禁止条約」に参加することが位置付けられました。世界政治は不可逆的な4つの流れがあると主張されます。①民主主義（大国も小国も一票、市民社会というも一つ）②「法の支配」が大国の「力の支配」を凌駕します③核抑止批判が核抑止力論を論破（テロ拡散の危険性）④国際紛争の平和的解決、これらの世界的潮流のもとで私たちの運動を構築していくと主張します。当面その流れと真逆の位置にある菅政権に核兵器禁止条約の批准を迫る世論と運動に取り組む重要性を指摘しました。

生産、製造するだけでなく、取得、保有または貯蔵すること。 (b) 核兵器または他の核爆発装置またはその管理を、いかなる受領者に対してであれ、直接または間接に移譲すること。 (c) 核兵器または他の核爆発装置またはその管理を直接または間接に受領すること。 (d) 核兵器または他の核爆発装置を使用し、または使用の威嚇を行うこと。 (e) この条約によって締約国に禁じた活動を行うよう、誰に対しても、いかなる形によっても、いかなる形によるものであれ援助を求め、奨励または誘引すること。 (f) この条約によって締約国に禁じた活動を行うために、誰かから、いかなる形によるものであれ援助を求め、奨励または誘引を受けること。 (g) 自国の領土あるいはその管轄または支配下にある場所に、核兵器または他の核爆発装置の配置、設置または配備を認めること。 「第4条」核兵器の完全廃絶に向けて

1. 2017年7月7日以降に核兵器または他の核爆発装置を所有、保有または管理し、この条約が発効する以前にすべての核兵器関連施設の廃棄または不可逆的な転換を含め、核兵器計画を廃棄した締約国は、自国の核兵器計画を不可逆的に廃棄したことを検証するために、本条6項に従って指定された権限を有する国際機関と協力しなければならない。その権限ある国際機関は、全締約国に対して報告しなければならない。当該締約国は、申告核物質の平和的核活動からの転用を行わないこと、および同締約国における未申告の核物質がないことについての信頼性ある保証をおこなうのに十分な保障措置協定を、国際原子力機関との間で締結しなければならない。その協定の交渉は、当該締



「条約の発効は被爆者にささげられる核兵器

「条約の発効は被爆者にささげられる核兵器

「第1条」禁止
締約国は、いかなる状況下でも、次のことを行わないことを約束する。
(a) 核兵器や他の核爆発装置を開発、実験、

(a) 核兵器や他の核爆発装置を開発、実験、

装置の配置、設置または配備を認めること。 「第4条」核兵器の完全廃絶に向けて